

古川松根宛長沢伴雄書簡等

亀井 森

①嘉永四年 一枚刷

伴雄力家ノ月次題

嘉永五子年月次儲題

毎月十二日

正 山立春 詠史

二 行路梅 春日祭

閏 春月幽 源満仲朝臣

三 河上花 赤染衛門

四 首夏風 灌仏

五 朝郭公 伝教大師

六 夏月涼 源頼義朝臣

七 里早秋 和泉式部

八 名所月 釈奠

九 浦擣衣 西行法師

十 時雨雲 内大臣平宗盛公

十一 新掌祭 准后親房公

十二 市歳暮 荷前

右短冊認但正月八
堅詠草 右文章長歌随意

在宿二七ノ日 絡石舎執事

鴨川三郎集竟宴 絡石舎執事

都花

寄筆祝 懷紙 短冊
御随意御したゝめ

右、来子年閏二月中御出詠京都六角通
寺町西上田亀齡館迄御出希上候

②嘉永五年二月七日

長沢衛門伴雄 紀州和歌山藩京二住ス

芳墨拝見、如大命新禧

目出度申納候、御逆旅

御安静ニ御超歳被成候条

重畳奉賀候、小弟無異

加年仕候、乍憚御投慮

可被成下候、鴨三郎集

呈上致候処、御至念之賜書

殊ニ御惠価として金百疋

御惠投被下、御芳情千万

奉謝候、併御配慮之ほど

痛心仕候、当閏月半比二者
御発足御帰国可被成、就而者

下旬ニ伏見御逗留被成、
所ニ寄御上京御促駕も

可被成候旨、御懇書之趣

辱存候、小生も当月廿日比より

上京可致間、必々御立寄

従今相楽御待申候、偶居者

六角通ニ而寺町を西へ入と申

所ニ而上田亀齡館といふ香

具屋有之候、夫ニ止宿致

候間、御家来へ御尋させ置

可被下候、書林蛭子屋市右衛門の

近所ニ御座候

一、四郎集御加入之御詠被遣

夫々拝見、甘吟御事ニ

御座候、なほ撰出沢山指加へ

候様可仕候、江戸人之詠近々

御聞留も被存入候ハゞ、御示

希上候、此節詠史歌集

発兌何角多忙ニ而拝答

斗、早略、余は末月拝顔ニ

可得貴意条申留候、頓首

伴雄

二月七日

古河先生

尚々、当年之余寒扱々

巖敷事、南紀ニ而さへ雪は

七八寸降候ほどの事ニ御座候也

元日

とりなれしやどの帯へ+もけふのみは

まれのいとまに春をしるらん (81)

初春霞

うら／＼となびくはこゝろはるといふ

けしきばかりの霞なれども (139)

霞裏聞鶯

うぐひすのやどりの梅は見えねども

かすまぬこゑのけさもきこゆる (332)

右近詠御斧正希上候

※閏二月があるのは嘉永五年。『類題和歌鴨川四郎集』刊行は嘉永五年十二月。『詠史歌集』は翌嘉永六年刊。松根が江戸から帰る時期も合致する。

③嘉永六年八月晦日

六月廿七日之御報盆後相達、拝

見之程、微涼相催申候処、益御安

静被成御入候条、奉万賀候、然者、

詠史集并外式部とも相達候由

ニ而、右代被遣、則書林え相渡候、

別紙落手書指越候ニ付上申候

一、右集中、さが野を高野と誤候事御示

被下辱早速相改申候、其外にも所々

校合落有之候、相改申候、御案心可被下候

一、貴詠并御同藩子御詠も落手、

次編へ相加可申候

一、九月二者御下東之由、御苦勞

奉存候、此御答早速可申上候処、

一位殿附属之向々片付候所ニ而、

則小子も其一人ニ有之、彼是

勤筋ニ而混雜いたし、意外

延引御免可被下候、前段

拝答迄、早々余は奉期後便

候、頓首

伴雄

八月晦日

古川大君

尚々、如命近藤芳樹

当度関東之相詰候、定而御

面会と奉存候

一、控夷私説一篇入御覧申候、

関東之御携ゆる／＼御覧、是

御異見御示可被下候、僕者

如此思ひ取申候、皇国

学風も浪人卜商戸卜士林トハ

大分立ツル趣齟齬いたし候

様ニ被存候、此事玉銚ト

号候拙著ニ解置候、不日

入御覧可申候、

珍事大小となく御きかせ

可被下候様申候、以上

※『詠史歌集』は嘉永六年刊。一位殿こと徳川治宝は前年末に没している。

④ 嘉永六年四月

嘉永六年六月手二入

古川様 詠史 四部

野史詩歌 弍部

落葉にしき 壹部

其後は御疎情奉存候、追日

薄暑相催候処、実御

壮健可被成御入候、芽

出度奉恭賀候、然者兼

て御承知被下候詠史歌集

漸製本出来ニ付、一部

呈上致候、御笑覧之序

不校之地御座候ハゞ、必々

無御介意御示被下候様致

度、此段分而御頼申候、旧冬

被遣候人物題御詠并今泉

子詠ども次編へ相廻り申候、

此編既ニ上木之後ニ而不得止事、御条不悪御聞取可被下候、外ニ三部上置候、御門生之中もし望候仁も候ハ、御遣し可被下候一、野史竟宴詩歌式部、是者、野史作者より頼まれ売捌遣し申処候、前同望人候ハ、御捌被下候様願候、さて是も二編ヲ催候由ニ而、題もさし越をちこちと分テ遣し、此一路御出詠被下候様希候。野史作者は希有ナル仁物ニ候、委曲叙文ニ而御承知可被下候一、又一ツ此落葉錦と申書無抛頼まれ候ニ付、二部誰ニ而も望人候ハ、御遣し被下候様とて指上置候、かゝる事実ニ迷惑ナル筋ニ而、小生も不断覚おる事ニ候、然るをわりなく願候事、不敬之限ニ候、但必御配慮無御座候様、実ニ御随意ニ而いつにても宜候一、小弟麻痺兎角所々不致、加之、当藩之変凶など御座候而、いまだ上京も不致候、大坂ニ而

いづれえ指出候而可然候半哉、御序御示可被下候、上方向まづ相替候事も無之候、書余後便ニと右願用斗早略仕候、頓首

伴雄

四月

古川大人

尚々、時下折角御愛□□(雑談)

奉願候、近藤芳樹も関東へ

下向いたし候、君当年ハ御

在国ニ候哉、乍序窺候、以上

※『落葉の錦』は嘉永四年刊、『野史竟宴詩歌』は嘉永五年刊。『詠史歌集』は嘉永六年刊。紀州藩の政変は徳川治宝が嘉永五年末に没したことによる肅清を指す。

⑤嘉永五年八月二十八日

七月廿一日八月七日兩度之

賜書拜見、遂日秋冷相催

申候処、御壯健御起居

被成候条、目出度奉万賀候、

御帰国以来長崎えも兩度

御往来被成候由、しかし広足

ニも御面会不被成、且亦萩ノ

近藤芳樹も貴地え参上

致居候得ども御逢も不被成、
御用繁ニ御勤御迷惑之旨

御尤ニ御座候、誰も／＼頭職ハ

その憂免れがたき事ニ候、

さりとして分番上下之散官ニ

在候者、甲斐なきもの、いづれ

両全は難叶ものと存定め候、

白石先生などはよく出来たる

事と折々感心致候事ニ候、

僕なども在京は愉快候得共、

俗務一倍致し候ニ而、大迷惑

御憐察可被下候。されどヒリ、とも

恐不申候、ます／＼英気を養居

候、乍去班白之老境ニ入り、

少々心いられ致候所ありて

時々肝癩も起申候、御一笑可被下候

一、詠史御詠数々拝見、とりど

感心仕候、中ニも北条早雲上杉

謙信などことに感心也、武光

結句、きくの一もとの方なるべくや、

さて此集初篇最早近日ニ

製本も出来候手續故、今度

之御詠は二篇ニ入可申候、左様

御心得可被下候、愚も謙信ヲ

国のためいもせの道もたつか弓

ひきはなれたる君がみさをや (4313)

塩にうえし木曾の山がつかのみやは

からきめ見せてかちさびはせん (4312)

近詠ニ候、いづれがましならん、

御序之御評可被下候

一、御国産之由、美葉五袋

御恵贈被成下候、難有奉存候、

ことに結構なる佳品別而

難有御礼申上候、先者拝答

乍延引申略候、書余者期

後便候、頓首

伴雄

八月廿八日

古川先生

尚々、時候折角嚴被成

候様奉存候。当地七月廿二日

大風雨ニ而五條三條両橋とも

流落、両岸家居を始、川筋

淀伏見八幡迄けしからぬ

損亡ニ御座候、鴨川は船橋

かゝり候而渡され候、延暦以後

無例之珍事ニ御座候也

みこゝろにまかせざりけん鴨川の

水ばかりこそむかし也けれ (2017)

また船橋をわたるとて

水あれし鴨の大川船橋の

かゝるうき瀬もある世也けり (2020)

などよみすて申候、御考察可被下候

幸ニ私宅は無事御案慮可被下候、以上

※『詠史歌集』は嘉永六年刊。近藤芳樹の佐賀行は嘉永五年四月。京都大水害の記述も嘉永五年を示す。

⑥嘉永五年九月二十九日

八月廿六日之賜書拜見、遂

日秋冷相増申候処、益御

安静、恐賀ニ奉存候、然者

御同藩枝吉次郎卜申

御士、本学御修行之為

近々御上京ニ相成候ニ付、相

心得罷在候様、御紙面之趣

承知御面会申候而、御談

申候様可致候、此節学僕

老入飛驒高山より参居候

者も有之、旁御寄宿候とも

不苦、必御斟酌無御座候様

奉存候

一、御名産陶器盃台一ツ

御恵投被下、遠路之所

毎々御懇情辱奉謝候、

先日多葉粉誠ニ結構ニ而

厚御礼申上候、右御かえしも

烏丸御館之御（雜談）申候事ニ候、

定而今程相達候半とは被存候

何ぞ御報申上度候得ども不

任心底、今便は御無沙汰
申候、余者期重便候、頓首

伴雄

九月廿九日

古川大人

尚々、人物御詠とりト感心

致候、三好長慶ことに感吟、

すゝきにまじるあしの（雜談）

一むらの軍場のさまさへ□□

申候、詠史集二編ニ加入可

仕候、愚近詠一二ツ

盗人

めにたゝずよるのみよせてかへりけり

ひるはいづこのおきつしら浪（5561）

おのれさきによめりし、

いづくにか汐のひるまは

なるもせで

よる／＼さわぐ

沖つしら浪、

といへる、おなじ趣也

雲助

風にちるありなし雲を名におひて

身のゆくへさへまかせはてつゝ（5559）

述懐

まだたゞぬわが名もうれし世の中に

きこゆるころぞ人は死ぬめる(5637)

御笑評可被下候

※枝吉次郎こと副島種臣は嘉永五年に皇学修業のため上京している。

(佐賀県立博物館所蔵資料「古川松根あて書状ほか資料」)

